

平成 29 年 3 月善通寺市農業委員会農地専門部会次第

日時：平成 29 年 3 月 21 日

場所：善通寺市農業振興センター会議室

1. 開 会

2. 会 長 あ い さ つ

3. 議 事 録 署 名 人 指 名

4. 議 案

議案第 1 号 農地法第 18 条第 6 項貸借解約通知確認の報告について

議案第 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 5 号 非農地証明願いについて

5. そ の 他

次回開催 4 月 20 日 (木) 13 時 30 分～

現地調査 4 月 19 日 (水) 9 時～

農業相談 同 日 10 時～

6. 閉 会

平成29年3月農業委員会総会（農地専門部会）議事録

1. 日 時 平成29年3月21日（火）13時 26分
2. 場 所 善通寺市農業振興センター2階中会議室
3. 出席委員 1 高田幸雄委員，2 谷口義弘委員，3 川田治弘農地専門部会長，4 渡辺政幸委員，5 佐柳博秋委員，6 遠山建治委員，7 瀬川治農地専門部会長職務代理者，8 山地孝義委員，9 増田アサミ委員，10 大川善四郎委員，11 大西光義委員，12 尾上一美委員，13 堀井伸一委員，14 香川貞行委員，15 南光紀夫農政専門部会長，16 土居信雄委員，17 近藤隆委員、18 原巧農政専門部会長職務代理者，19 三原正子委員，20 藪内實委員，21 近藤正三会長職務代理者，22 立石泰夫会長
4. 遅刻委員 なし
5. 欠席委員 なし
6. 傍聴人 なし
7. 事務局 参事 大喜多 敬一，局長 平田 和明，次長 芦辺 龍史
8. 議 案 議案第1号 農地法第18条第6項賃貸借等解約通知確認の報告について
議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第5号 非農地証明願について
9. 議 事
局 長 皆さん、こんにちは。定刻より少し早いのですが、本日出席の皆様がお揃い
ですので、ただ今から平成29年3月の農地専門部会を始めさせていただきます。まず最初に立石会長より、ご挨拶を申し上げます。立石会長、よろしくお願ひします。
会 長 皆さん、こんにちは。本日は農作業でお疲れのところ、本農地専門部会にご出席いただきましてありがとうございます。昨夜から待望の雨といいま
すか、待ちに待っていた雨も降り、野菜にもいい影響があったのではない
かと思っております。また、本日は部長より、農業委員や農地利用最適化

推進委員の応募についての説明がございます。4月に入ればすぐに募集となりますので、皆様方にもご協力をお願いします。本日はありがとうございました。

局長 ありがとうございました。それでは、議事の進行につきましては、川田農地専門部会長、よろしくをお願いします。

川田農地専門部会長

皆さん、改めまして、こんにちは。それでは、平成29年3月の農地専門部会を進めて行きたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いします。まず、本日の議事録署名人には、議席第9番の増田委員さんと、第10番の大川委員さんの両名、よろしくお願いします。それでは早速ですが、議案審議に入りたいと思っております。議案第1号の農地法第18条第6項の規定による賃貸借解約通知確認の報告についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

局長 はい。それでは、議案第1号、農地法第18条第6項の規定による賃貸借解約通知確認の報告について、議案書の1ページで、○件の案件でございます。番号○ですが、本件は、後ほど議案第2号、番号○においてご説明いたしますが、農地法第3条の所有権移転売買に伴うもので、当該地の、○○町字○○○○○○番○，畑，○○○㎡において、賃貸人である○○氏と、賃借人である○○氏との間で、残存小作の賃貸借契約を、両者の合意により解約を行うものであります。本申請地は、農業振興地域内の第○種農地であり、本件の離作補償については、今回の売買代金から行政書士の手数料等を差し引いた額の、約○○○○○円を離作料として賃借人に支払うことになっております。本件は提出書類に不備もなく、特に問題は無いと考えます。なお、解約後の当該農地については、所有者が変更し、所有権移転売買を伴う案件であるため、議案第2号、番号○においてお諮りいただくこととなっております。以上○件、登記地目は、畑が○筆，○○○㎡の案件でありますので、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありました、議案第

1号、農地法第18条第6項の規定による賃貸借解約通知確認の報告について、皆様方のほうから何かご意見、ご質問はありませんか。

(全委員意見、質問なし)

川田農地専門部会長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

川田農地専門部会長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第1号農地法第18条第6項の賃貸借解約通知確認の報告については、原案のとおり決定をいたします。続きまして議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

局長 はい。それでは、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議案書の2ページで、3件の案件でございます。まず、番号1ですが、番号1に関しましては、農業委員関連の案件でございますので、農業委員会等に関する法律、第31条第1項で、「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。同条第2項で、前項の規定は、部に準用する。」と規定していることから、議席第〇番の〇〇〇委員の退席をお願いいたします。

(〇〇〇委員 13時31分退室)

川田農地専門部会長

それでは事務局の説明をお願いします。

局長 本件は、〇〇〇字〇〇〇〇〇〇番、登記及び現況地目が田の〇筆、〇〇〇㎡について、土地の所有者である、〇〇町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇氏が平成〇〇年〇月に死亡し、相続人もおらず、不在地主の状態となってしまうため、以前から地元において検討をしていたところ、平成〇〇年〇月に高松家庭裁判所より、官報公告定型番号第〇〇号において、〇〇氏の相続財産管理人として選任を受けた、譲渡人である〇〇弁護士と、当該地付近にて農地を所有している、譲受人である〇〇〇〇氏との間で、話がまとまり、

所有権移転売買を行うものであります。譲受人は、現在、本市内において、主に農畜産物の生産、加工、販売業を営んでいる、株式会社〇〇〇〇の代表取締役であり、本市において自作地の田を〇筆、〇〇〇〇㎡、借入地を田畑合わせて〇〇〇筆、〇〇〇〇〇〇㎡の、合計〇〇〇〇〇〇〇㎡について、主に水稻、野菜を作付けしており、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、特に問題は無いと考えます。なお、本申請地は第〇種農地で、現在は何も作付けされておられません。以上〇件、登記地目は田が〇筆、〇〇〇㎡の案件でありますので、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。ただ今、事務局より説明がありました、農地法第3条第1項の規定による許可申請、番号1の案件につきまして、皆様方のほうから、何かご意見、ご質問はございませんか。

谷口委員 この土地については、公的な管理というか、管理人がいないということは裁判所から委託された弁護士が管理しているということなのでしょうか。

局長 そうです。財産管理人は弁護士です。

谷口委員 わかりました。

川田農地専門部会長

ほかには何かご質問はございませんか。

(全委員意見、質問なし)

川田農地専門部会長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

川田農地専門部会長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうちの、番号〇については、原案のとおり決定をいたします。議席第〇〇番の〇〇〇委員さんの入室を認めます。

(〇〇〇委員 13時36分入室)

川田農地専門部会長

それでは引き続きまして、議案第2号、番号〇から順次、事務局より説明をお願いします。

局長 番号〇ですが、本件は、譲渡人である〇〇〇〇氏の農業廃止によるものと、当該申請地の隣接農地の所有者で、譲受人である〇〇〇〇氏の経営規模拡大に伴う所有権移転の案件であります。譲渡人は、本市内において田畑を合わせて〇筆、〇〇〇〇㎡を所有しておりますが、そのうち〇筆を〇〇〇町の〇〇〇〇氏や、〇〇〇〇氏との間で利用権を設定し、農地を貸し付けている状態であり、自己所有農地の維持管理が難しくなってきたところ、今般、譲受人である〇〇〇〇氏との間で話がまとまったため、当該地である、〇〇〇町字〇〇〇〇〇〇番、畑、〇〇〇㎡の所有権移転に及んだものであります。譲受人は年間170日間、農作業に従事しており、貸付地もなく、自己所有農地が〇〇筆で、経営農地面積が〇〇〇〇〇㎡と下限面積要件を満たしております。当該農地は、譲受人の所有する農地と隣接しているため、耕作の利便性も良く、許可要件のすべてを満たし、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、何も問題は無いと考えております。なお、本申請地は、農業振興地域内の第〇種農地であり、現在は何も作付けされておられません。

次に番号〇であります。本件は先ほど議案第1号においてお諮りいただきました、永小作の合意解約通知の案件と関連しており、他の農地も含めて、〇筆、〇〇〇〇㎡の所有権移転売買を行うものであります。本申請地は、〇〇町の〇〇番札所、〇〇〇寺の南側に位置し、〇筆の四方が市道に囲まれております。本件の農地所有者は、〇〇氏外〇名で、地目は全て畑であり、現在は果樹を作付けしている状態ではありますが、市外に在住している方が多く、農業廃止を検討していたところ、譲受人である、〇〇氏との間で売買の話がまとまり、今般、所有権移転の申請に及んだものであります。譲受人は、平成〇〇年に会社を設立し、〇〇町に主たる事務所を置き、主に農・畜産物の生産、加工、販売を営んでいる、有限会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の代表取締役であり、本市内において所有農地と借入地を合わせて〇〇筆の畑地、〇〇〇〇㎡の経営農地を有する、農地所有適格者法人であります。当該申請地は、譲受人の事務所からも近く、〇筆の畑地を

一体利用することで、耕作の利便性が良くなり、荒廃地も無くなることから、特に問題は無いと考えます。なお、所有権移転後は、当該農地において果樹を作付けすることとなっております。以上〇件、登記地目は、畑が〇筆、〇〇〇〇㎡の案件でありますので、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありました、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請、番号〇並びに番号〇の案件について、皆様方のほうから、何かご意見、ご質問はありませんか。

(全委員意見、質問なし)

川田農地専門部会長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

川田農地専門部会長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請については、原案のとおり決定をいたします。続きまして議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

局 長

それでは、議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議案書の3ページで、〇件の案件でございます。番号〇ですが、本件は後ほど議案第4号、番号〇においてご説明申し上げますが、本申請地に隣接する併せて利用する農地の、〇〇町字〇〇〇〇〇番〇、現況地目及び登記地目が田である、〇〇〇㎡に、申請者の娘さんが非農家の自己住宅を建築することとなり、そのための進入路用地として、当該地である、〇〇町字〇〇〇〇〇番〇、登記地目が田の〇〇㎡及び同所〇〇〇番〇〇、登記地目が田の〇〇㎡の〇筆、合計〇〇㎡の転用申請に及んだものであります。当該申請地は、転用が可能な第〇種農地で、進入路としての幅員も約4mと妥当な広さであり、進入路として利用するしかなく、既に平成〇〇年頃から農地への進入路として、無断で造成をしておりますが、始末書にて反省の念を示していることから、許可もやむをえないと考えております。

以上〇件、登記地目は田が〇筆の合計が〇〇㎡の案件であり、県知事へは、許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えておりますので、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。ただいま、議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請につきまして、事務局より説明がありました。それでは、地元の農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。〇〇町ですので大川委員さんよりご意見をお聞きします。大川委員さん、よろしくお願ひします。

大川委員 はい。先日、現地を見てきました。特段問題は無いと思います。よろしくご審議お願ひします。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。それでは議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、皆様方のほうから何かご意見、ご質問はありませんか。

(全委員意見、質問なし)

川田農地専門部会長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

川田農地専門部会長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。続きまして議案第4号、農地法第5条第1項の許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局長 それでは議案第4号、農地法第5条第1項の許可申請について、議案書の4ページで、〇件の案件でございます。番号〇ですが、本件は、本申請地の南側に隣接する、今回、併せて利用する土地の〇〇町字〇〇〇〇〇番地〇の登記地目が雑種地で、面積〇〇〇㎡の土地所有者で、本件の譲受人である〇〇氏の次女が、現在、〇〇町において診療所を開設している、医

療法人社団，〇〇〇〇〇〇〇に，通院患者用の〇〇台分の駐車場用地として貸し付けておりますが，混雑時には駐車場が不足している状態でありませす。今般，本申請地を処分することを考えていた，譲渡人である〇〇氏との間で，売買の話がまとまり，本申請地である〇筆，〇〇町字〇〇〇〇〇〇番〇，登記地目が田，現況地目が宅地の〇〇㎡と，同所〇〇〇〇番〇，登記地目が田，現況地目が宅地である〇〇㎡の，合計〇〇㎡を，〇台分の貸駐車場用地として，医療法人社団，〇〇〇〇〇〇〇に貸し付けるため，農地転用の申請に及んだものであります。当該地は，転用可能な第〇種農地で，市道〇〇線に面しており，現在，駐車場と利用している土地と隣接しているため，通院する方々も利用しやすく，事業実施の確実性も認められ，既に無断転用行為ではありますが，始末書にて反省の念を示していることから，本転用について特に問題は無いと考えます。

次に番号〇でありますが，本件は，先ほど少しご説明いたしました，議案3号でお諮りいただきました案件と関連しております。貸人である〇〇〇〇〇氏と，借人の〇〇〇〇〇氏は親子の関係であります。借人は現在，父親が所有する，〇〇町の借家にて暮らしておりますが，今回，自己住宅を建築することを計画し，父親の所有する，当該申請地である，〇〇町字〇〇〇〇〇番〇，登記地目及び現況地目が田である〇筆，〇〇〇㎡を〇〇〇㎡に分筆し，非農家の自己住宅，平屋建て〇棟建築面積〇〇〇〇〇㎡を建築することを目的として，農地転用の申請に及んだものであります。

当該申請地は，農地転用が可能な第〇種農地で，近隣には住宅が建ち並んでおり，また〇〇小学校等の教育施設から徒歩圏内にある，住環境の整った地域であり，本転用についての調整を了しておりますことから，特に問題は無いと考えます。

次に番号〇ですが，本件の譲渡人である〇〇〇氏と，譲受人の〇〇〇氏は，ご兄弟の関係であります。弟である譲受人は，今回併せて利用する〇〇町〇〇〇〇番地〇の自宅への進入路用地として利用するため，兄である譲渡人の所有する，〇〇町字〇〇〇〇〇〇番地〇の田を，〇〇㎡ほど分筆し，進入路用地として拡張するものであります。当該地は，〇〇〇〇野球グラウンドと，県道〇〇〇〇線の東側に位置し，現在の自宅への進入路は，既

存の農道部分も含めて幅員が約2.3m²と狭小であるため、今回、約3m～5mに拡幅することを目的とし、農地転用の申請に及んだものであります。本申請地は、譲渡人が昭和〇〇年頃に資材置場用地として無断で造成し、業者に貸し付けていた経緯があったため、始末書を徴しております。また、始末書には、分筆後の農地について、今後、イチジクや柿等の果樹を作付けする旨も記載されております。本申請地は、農業振興地域から外れている第〇種農地で、譲受人の自宅の西側には、〇〇山があり、進入路用地として利用可能な土地は、当該申請地しかなく、また、進入路内には、譲渡人の所有する公衆用道路もありますが、譲渡人の通行承諾書も備わっており、本転用に関して特に問題は無いと考えます。

次に番号〇ですが、本件は本年〇月の農地専門部会において、お諮りいただきました。残存小作の合意による解約を行った農地に、分譲住宅〇区画と幅員約〇mの開発道路を設けるものであります。譲受人である、〇〇氏は〇〇市に主たる事務所を置き、中讃地区を中心に、主に不動産の売買、建築工事、土木工事業を営んでいる法人の代表取締役であります。譲受人は、顧客より〇〇町近辺での分譲地の問合せが多くあり、新たな営業展開が見込める候補地を探していたところ、耕作が困難となり、農業廃止を考えていた、譲渡人の〇〇氏との間で話がまとまり、今般、当該申請地である、〇〇町字〇〇〇〇番〇、登記地目及び現況地目が田である、〇〇〇〇〇〇m²、並びに同所〇〇番〇、登記地目が宅地で現況地目が田である、〇〇〇〇〇〇m²を併せ利用地とした、合計〇〇〇〇〇〇〇m²に、全額自己資金にて、分譲住宅〇棟、木造〇階建て建築面積〇〇〇〇〇m²を建築することを目的として、農地転用の申請に及んだものであります。当該地は、農業振興地域から外れている第〇種農地で、南北には分譲住宅が立ち並ぶ、宅地化が著しく進行している地域で、農地の集団化を阻害しない位置選定であり、候補地の比較検討も適切になされていること、資力の信用性もあることなどから、本転用について特に問題は無いと考えます。なお、本申請地は、1000m²を超えているため、都市計画法第29条の開発行為の許可が必要な案件であります。

次に番号〇ですが、本件は当該申請地で、〇〇町字〇〇〇〇番〇の、登

記地目及び現況地目が田である〇筆、〇〇〇〇㎡に、〇区画の分譲住宅を建築するものと、同所〇〇〇番地〇の、登記地目が宅地の〇筆、〇〇〇〇〇〇㎡にある、現在の家屋を取り壊して、新たに〇区画の分譲住宅を建築するものであり、合計〇〇〇〇㎡の〇区画に、木造〇階建て、建築面積〇〇〇〇㎡の分譲住宅を建築し、幅員約〇mの開発道路を設けるものであります。本件の譲受人である〇〇氏は、主たる事務所を〇〇市に置き、平成〇〇年に会社を設立し、主に〇〇市を中心に建築、土木工事一式、宅地の造成、分譲不動産の売買等を営んでいる法人の代表取締役であります。譲受人は、顧客より当該地周辺で、新築を希望する問い合わせがあったため、規模的に妥当な広さの、好立地な土地を探していたところ、今般、平成〇〇年に相続を受け、土地の維持管理に苦慮していた、譲渡人である〇〇〇氏との間で売買協議がまとまったため、農地転用の申請に及んだものであります。なお、本申請地は、〇〇市との境界付近に位置し、県道〇〇〇〇線からの住宅地への進入路用地として、〇〇市〇〇町字〇〇〇〇〇〇番〇の田〇筆、〇〇〇㎡を〇〇〇㎡に分筆し、当月に、〇〇市農業委員会に農地の転用申請を行い、本申請地への幅員約〇mの進入路として併せて利用するものであります。当該申請地周辺は、宅地化が進行している地域であり、分譲住宅地としての需要が高く、当該地の東側においても、平成〇〇年〇月に、〇〇〇〇㎡の農地に〇区画の分譲住宅を建築することとして、本農地専門部会にてお諮りいただき、分譲開発をいたしました。現在は次々と完売している状態で、本件に関しましても、計画できる用地選定であることなど、提出書類に不備もなく、本転用についての調整を了しておりますことから、特に問題はないと考えます。なお、本申請地は、農業振興地域内の農地であり、本年〇月〇〇日に農業振興地域整備計画変更に係る本協議を終えております。また、本申請地は1000㎡を超えているため、都市計画法第29条の開発行為の許可が必要な案件であります。以上〇件、登記地目は田が〇筆、〇〇〇〇㎡の案件であり、県知事へは、許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えておりますので、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。ただいま、議案第4号、農地法第5条許可申請、〇件の案件について事務局より説明がありました。それでは、順次、地元の農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。番号1ですが、〇〇町ですので、私の担当地区でございますが、私が議事進行をしている関係で、土居委員さんより意見をお聞きします。土居委員さん、よろしく願いします。

土居委員 はい。先日、現地を見てきました。〇〇さんともお会いして話を伺ってききましたが、特段問題は無いと思います。よろしくご審議お願いいたします。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。続きまして、番号〇ですが、〇〇町ですので大川委員さん、よろしく願いします。

大川委員 はい。先般12日に現地の調査を行いました。特段問題は無いと思います。よろしく願いいたします。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。続きまして、番号〇ですが〇〇町ですので、近藤会長職務代理者、よろしく願いします。

近藤会長職務代理者

先日、谷口委員、尾上委員とともに現地の確認を行いました。特段問題はございません。よろしく願いします。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。続きまして、番号〇と番号〇ですが、〇〇町ですので南光農政専門部会長、よろしく願いします。

南光農政専門部会長

先日、現地を見てきました。番号〇につきましては、〇〇地区は開発行為の案件が多く、実際に子供も増えてきておりまして、この案件については特に問題はありません。番号〇ですが、この案件は〇〇境のところで、ここも付近には住宅が建ち並んでおり、特に問題は無いと思います。そうい

う関係で特に問題はありません。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。それでは議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、何かご意見、ご質問はありませんか。

(全委員意見、質問なし)

川田農地専門部会長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

川田農地専門部会長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第4号、農地法第5条第1項の許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。続きまして議案第5号、非農地証明願について、事務局より説明をお願いします。

局長

それでは議案第5号、非農地証明願について、議案書の5ページで○件の案件でございます。番号○ですが、本申請地である、○○○町○丁目○○○番○の登記地目が畑、現況地目が雑種地である○○○㎡は、宗教法人○○○が所有しております。当該地は、現在は空地の状態となっておりますが、戦前の頃より、農地として利用しておらず、今般、地目が畑地となることが判明し、非農地証明願の申請に及んだものであります。本証明願の記載事項の事実確認として、当時の土地の状況がわかる写真の提出や、昭和○○年以前の頃の航空写真で確認し、また、担当地区の農業委員より、現地調査の際に近隣の古老の方に事情を聴取した結果、当該地は、農地法の施行前から引き続き非農地であったことが確認されたため、非農地証明事務処理要領の認定基準にある、農地法の適用を受けない農地に該当するものであること、また、当該地に小作等の権利設定もなく、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項に規定する農用地として定められた農地ではない、用途地域内の第○種農地であることから、本証明願について特に問題は無いと考えます。なお、本証明後は地目の変更を行い、現状のまま、外部からは立ち入れないようにし、地元のお祭り等の行事の際にのみ、

無料で貸し付けるものであります。以上〇件、登記地目が畑である〇筆、〇〇〇㎡の案件でありますので、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。ただいま、議案第5号、非農地証明願の案件について事務局より説明がありました。それでは、地元の農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。〇〇〇町でございますので、香川委員さんより意見をお伺いします。香川委員さん、よろしくお願ひします。

香川委員 はい。先日、現地を確認しました。事務局から説明があったように近隣の方から事情を聴取してきました。特段問題はありません。よろしくお願ひします。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。地元の委員さんは特段問題ないということでした。それでは、ただ今、事務局より説明がありました、議案第5号、非農地証明願の案件につきまして、皆様方のほうから、何かご意見、ご質問はございませんか。

(全委員意見、質問なし)

川田農地専門部会長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

川田農地専門部会長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第5号、非農地証明願については、原案のとおり決定をいたします。以上、本日の議案審議につきましては全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

閉会時刻 14時 35分